

上富良野町住宅リフォーム等助成金交付要綱

(平成29年 3月21日決定)

上富良野町住宅リフォーム等助成金交付要綱（平成26年 3月25日決定）の全部を改正する。

(目的)

第1条 この要綱は、町民が取り組む住宅の省エネルギー化又はバリアフリー化（以下「住宅リフォーム等」という。）に要する費用の一部を助成することにより、エネルギー対策と高齢化社会に即した快適な住まいづくりを促進し、合わせて町内にある空き家の有効活用と、町内住宅関連産業を中心とする地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによる。

(1) 住宅

本町に建設されている、居住の用に供する部分(以下「居住部分」という。)を有する建物(居住部分と非居住部分がつながっている建物の場合は、そのうちの居住部分のみとする。)で、第12条に規定する事業完了時において居住者（当該建物を生活の本拠として、事業完了時から起算して1年を超え居住するもの）があるものをいう。（共同住宅又は長屋等で賃貸営業用の部分を除く。）

(2) 住宅リフォーム工事

住宅の増築、改築又は改修のうち、別表1に規定する工事施工基準（その1）に掲げる工事をいう。

(3) 太陽光発電システム工事

太陽光を、太陽電池を用いて直接的に電力に変換する発電システムの設置工事のうち、別表1に規定する工事施工基準（その2）に掲げる工事をいう。

(4) 町内建設業者

町内に本社を持つ法人で、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項の事業者をいう。

(助成の内容)

第3条 町長は、住宅リフォーム等に要する費用の一部を助成するため、予算の範囲内で助成金を交付するものとする。

2 前項の規定による助成金の交付は、同一住宅につき1回限りとする。

(助成金の交付対象となる住宅リフォーム等)

第4条 助成金の交付の対象となる住宅リフォーム等は、町内建設業者との工事請負契約により施工されるもので、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 住宅リフォーム工事及び太陽光発電システム工事を施工するもので、その要する費用がそれぞれ20万円以上のもの

(2) 住宅リフォーム工事又は太陽光発電システム工事を施工するもので、その要する

費用が20万円以上のもの

(3) 住宅リフォーム工事の内、バリアフリー化を目的として施工するもので、その要する費用が20万円に満たないもの

2 前項各号に規定する住宅リフォーム等に要する費用（以下「住宅リフォーム等助成対象額」という。）には、次に掲げる額を含まないものとする。

(1) 住宅と非住宅部分を併せた工事の場合は、当該非住宅部分の工事に要する費用の額

(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく日常生活用具（住宅改修）の給付を受ける場合は、その住宅改修の工事に要する費用の額

(3) 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく居宅介護住宅改修費等の支給を受ける場合は、その居宅介護住宅改修費等に係る工事に要する費用の額

(4) 国、北海道及び本町その他公共的団体等から資金として助成金、交付金等の交付を受けて工事をする場合は、当該工事に要する費用の額

(5) 省エネルギー又はバリアフリーの居住環境づくりに寄与する根拠を示すことができない工事に要する費用の額

(6) 床、壁、天井のいずれにも固定されない物品等（置型照明器具、据置きコンロ、ストーブ、家具、その他これらに類するもの）の購入又は設置に要する費用の額

3 前項各号の費用の額において、同時施工による共通費用については、あん分により算出するものとする。

（助成金の交付対象者）

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「交付対象者」という。）は、前条に規定する要件を満たした住宅リフォーム等を行う者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 住宅リフォーム等を行う住宅（以下「リフォーム住宅」という。）の所有者、又は所有者の親若しくは子（未成年者を除く）若しくは配偶者（当該住宅について、将来所有権移転が見込まれる場合に限る）

(2) リフォーム住宅の所有者及びその者と同一の世帯に属する者全員が上富良野町町税等の滞納者に対する行政サービスの制限措置等に関する条例（平成18年上富良野町条例第19号）第2条第3号に規定する滞納者でないこと。

(3) 上富良野町暴力団排除の推進に関する条例（平成24年上富良野町条例第13号）第2条第1号から第3号に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団関係事業者でない者

(4) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第4条に規定する暴力主義的破壊活動を行う団体等に所属していない者

（助成金の額）

第6条 住宅リフォーム等に関する助成金の額は、住宅リフォーム等助成対象額のうち、住宅リフォーム工事及び太陽光発電システム工事に要する費用それぞれに15%を乗じて得た額の合計とする。ただし、それぞれの助成金の上限額は、20万円とする。

2 前項による助成金算定の結果、100円未満の端数がでたときはこれを切り捨てるものとする。

(助成金の交付申請)

第7条 交付対象者は、住宅リフォーム等の着手前に、上富良野町住宅リフォーム等助成金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) リフォーム住宅の所有者が明らかとなる書類
- (2) 住宅リフォーム等の内容及び住宅リフォーム等に要する費用の積算根拠が明らかとなる書類
- (3) 誓約書兼同意書（別記様式第2号）

- (4) 写真（住宅リフォーム等の施工前の状況を撮影したもの）
- (5) その他町長が必要と認める書類

(助成金の交付決定等)

第8条 町長は、前条の規定に基づく申請を受理したときは、その内容を審査し、現地を確認のうえ助成の可否を決定し、当該申請を行った者に対し、上富良野町住宅リフォーム等助成金交付決定（却下）通知書（別記様式第3号）により通知するものとする。

- 2 町長は、助成金の交付を決定する場合において、その交付の目的を達成するために必要があるときは、条件を付することができる。

(助成事業の変更等)

第9条 前条の規定により助成金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該事業の内容を変更又は中止（以下「変更等」という。）しようとするときは、上富良野町住宅リフォーム等助成事業変更等承認申請書（別記様式第4号）に変更内容が確認できる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- 2 交付決定者は、助成事業を廃止しようとするときは、上富良野町住宅リフォーム等助成事業廃止承認申請書（別記様式第5号）を町長に提出しなければならない。
- 3 前2項において、「中止」とは工事予定期間における完了期日を年度末日を超えて変更する場合、「廃止」とは第7条に規定する助成金を受けようとする行為を廃止する場合をいう。

(助成事業の変更等承認)

第10条 町長は、前条の規定に基づく申請を受理したときは、その内容を審査のうえ、変更等の承認の可否を決定し、当該申請を行った者に対し、上富良野町住宅リフォーム等助成事業変更等承認（不承認）通知書（別記様式第6号）又は上富良野町住宅リフォーム等助成事業廃止承認通知書（別記様式第7号）により通知するものとする。
(着手の届出)

第11条 交付決定者は、助成事業に着手したとき、又は前条に規定する助成事業中止の承認を受けた事業を再開するときは、上富良野町住宅リフォーム等助成事業着手・再開届（別記様式第8号）により、速やかに町長に届け出なければならない。

- 2 前項の着手届には、住宅リフォーム等に係る契約書又は請書の写しを添付しなければならない。

(完了の届出)

第12条 交付決定者は、助成事業が完了したときは、上富良野町住宅リフォーム等助成事業完了届（別記様式第9号）により、速やかに町長に届け出なければならない。

2 前項の完了届には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 写真（住宅リフォーム等の施工中及び完成後の状況を撮影したもの）
 - (2) 住宅リフォーム等に係る代金の請求書の写し
 - (3) 住宅リフォーム等を行った住宅に居住者がいることが明らかとなる書類
 - (4) その他町長が必要と認める書類
- （完了検査）

第13条 町長は、前条の規定に基づく届出を受理したときは、当該届出を受けた日から14日以内に実地し、当該届出に係る助成事業の成果が助成金の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、上富良野町住宅リフォーム等助成事業完了検査調書（別記様式第10号）に記録するものとする。

（助成金の額の確定等）

第14条 町長は、前条の規定する完了検査の結果、助成金の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、助成金の額を確定し、交付決定者に対し、上富良野町住宅リフォーム等助成金確定通知書（別記様式第11号）により通知するものとする。

（助成金の交付）

第15条 助成金は、前条の規定により助成金の額を確定した後、交付決定者から提出のあった上富良野町住宅リフォーム等助成金請求書（別記様式第12号）に基づき交付するものとする。

（助成金の取消し等）

第16条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
- (2) 偽りその他不正の手段により助成金の交付の決定又は助成金の交付を受けたとき
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が相当と認める事由があったとき

2 町長は、前項の規定により助成金の交付の決定を取り消したときは、交付決定者に対し、上富良野町住宅リフォーム等助成金交付決定取消通知書（別記様式第13号）により通知するものとする。

（助成金の返還）

第17条 町長は、前条の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、交付決定者に対し、上富良野町住宅リフォーム等助成金返還命令通知書（別記様式第14号）により返還を命ずることができる。

2 前項の規定により、助成金の返還の通知を受けた者は、受理した日から90日以内に助成金を返還しなければならない。

（その他）

第18条 この要綱に定めるもののほか、この当該事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
(要綱の効力)
- 2 この要綱は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。ただし、当該期日までに助成金の交付請求をした者については、この限りではない。
- 3 第16条から第17条までの規定は、この要綱の失効後もなお、その効力を有するものとする。
- 4 この要綱の施行の際、現に旧上富良野町住宅リフォーム等助成金交付要綱の規定により助成金交付の対象となった住宅は、改正後の要綱第3条第2項において、同要綱により助成金の交付を受けた住宅とみなすものとする。